11:00~21:00(LO 20:30) 音更町十勝川温泉北15丁目

20155-46-2337

17:00~4:00 or 5:00

帯広市西2条南10丁目1-5

20155-23-6636

11:00~21:00(LO 20:30)

帯広市西24条南3丁目56-5

☎0155-67-6926

www.obihiroshi.com

2021.1 No.046

㈱ドットコムホールディングス

帯広市西5条南15丁目3 TEL0155-27-6577 FAX0155-27-6578

TOPICS

とし 有効回答を得たものです。 日~30 ~2020年3月31日に賃 の行動実 年度に賃 ている物 貸住宅へ入居し、現在も入居し 結果を発表しました。2019 I的に、 の 査 て、 を 1 者 が、 8 実施 リクル 2 2019年4 件選びに関与した全 、態を把握することを (貸物件を契約した人 「2019年度 歳以上の男女を対象 向調査 \Box にインター 20年6 1 2 8 0 ト住まいカン 都 月12 月 | 圏) 」の ネッ 件

10 契約物件の敷金は平均1・0ヶ月、

年前と比べて3分の2に

を 単 不 -均は 動 回 産 [答で聞 会社店舗への ・5店舗でし いたところ、 訪 た。 問 全 数

5

%

لح

なり

ま

た。

10

年

前

年9月16日の記事より

は、 ま 均 は見学し は 最 2 7 横ばいです。部 少だった20 減少 、傾向が続いており、平 件と過去最少とな た物件数 1 8 (単

度 た 下落している」結果となりま 月)と比べると、「3分の2ま の2009年度(平均1・5 0 前 貫 0 の が、 割合は増 ケ 年 契 敷 ·月となりました。10年前 28 約した物件の て 過 金 ヶ月分上昇し、平均 減 平 が0ヶ月の 去 少 % 最 均0・9ヶ月)から 加 (傾向) から減 高となっ 傾向にありまし 敷 でしたが 物件 少 金 た前年 Ų は、「 0 25

201 いていまし 8年度) 屋探しの際に たが、過去)まで減-年度から 一回答) 少 ます。 べると いの 2

満足度が高い設備は 「スマートキー」が大幅上昇

ゴミ置 で「無料イン 象として聞いたところ、最も満 足度が高いのは「4時間出せる 67 備 ·9%)、「TVモニター が設置されている人を対 備 『き場」(88 に対する満足度を、 タ i ネッ % | で、 -完備」 付イ 次い 各

09年 約3・5倍に増加してい 度(7・2%)と比

傾

向

が続

度

0ヶ月の物件の契約割合は は減少しましたが、2012年 2%で、前年度(3・5%)から 0・7ヶ月で、「ここ3年は横ば る結果となりました。 契約した物件の礼金は平均 傾向」にあります。礼 、8年連続で40 %を超え ! 金 が 40

まし となりました。「T を トキ 便 ンターフォン」(67 面 引っ越す時も絶対欲しい」と回 ムキッチン」「エアコン付き」で、 いずれも いか、 聞い 昇し 化 座」「スマートキ 台」「オー 許 機」「エアコン付き」「オ インター ・9%)から大幅に た人に、家賃が上がっても た。各設備に対して「次に -」(6・8%)は、前年 容 |は、満足度が2年連 たところ、 7 また家賃上昇の許容額 額 家賃上昇許 いて、中でも「スマ が高いの フォン」「温水洗 | ロック」「システ 最も 5%) 一」「浴室乾 は「独立 V · 容額 ・モニタ 上昇 家 賃 の は 1 L 度

参考 1 7 Ó ノ不動 0 円でし 産ジャパン2020

-- >g. ら一めん酒屋 ら一めん 麺 仉 三楽 田楽 三楽 3店合同クーポン お食事の方、合計金額より 1グループ1枚限り -----





アパマンショップ 帯広南店



アパマンショップ 帯広西店



ハウスドゥ! 白樺通店

ハウスドゥ! 帯広店



ドットコム通信



め、どう対応すべきでしょうか。 て困っています。原状回復も含 が「建物に関することなのでオ 費用の負担を依頼したのです 工が判明。衣料品販売店に修繕 発覚し調べたところ手抜き施 います。先日、店内に不具合が などは全部その店が施工して 販売店が入っており、内装工事 ナーが支払うべき」と言われ 1階に建築当初から衣料品

賃貸人にある修繕義務

606条)。 物件に不具合がある場合は、修 繕をしなければなりません(民法 な修繕」をする義務を負います。 借人に対して、「使用収益に必要 ます。確かに民法上、賃貸人は賃 賃借人から修繕を求められてい 繕を要する箇所があり、賃貸人が 本件では、内装部分に関して修

2 本件の内装は「造作」の 可能性が高い

が「使用収益に必要な修繕」とい る部分」です。賃借人が任意に取 「物件そのものや物件と一体とな が修繕義務を負うのは、基本的に えるかが問題となります。賃貸人 ただし、本件の場合、内装工事

必要はありません。 ため、賃貸人が修繕要求に応じる 造作部分は修繕義務が及ばない 設置した「造作部分」となります。 用意した設備ではなく、借主側で 修繕を求めているのは賃貸人側が う。そうであれば、本件で賃借人が 借人の責任の範疇といえるでしょ れば、内装工事の内容は完全に賃 自らの好みに内装を整えたのであ 販売店が賃貸人の許可をとって ケルトン」の状態で賃貸し、衣料品 約当初の時点において、物件を「ス れます。もしも、本件の賃貸借契 事を行った」という事情が認めら が自ら内装業者を手配し、内装工 ですが、少なくとも「衣料品販売店 です。本件では詳しい事情が不明 原状回復しなければならないもの 約終了時に賃借人が取り払って は及びません。むしろ造作は、契 は異なるので、賃貸人に修繕義務 借人の財産であり物件そのものと り付けた造作部分については、賃

3 原状回復について

ければなりません(民法621条 戻し、造作を取り払って返還しな 場合は、自己の費用で内装を元に 変えたり造作を取り付けたりした する必要があります。自ら内装を を元の状態に戻して賃貸人へ返還 賃貸借契約では、賃借人は物件

に戻して返還するように、要求で する特約がない限り、賃貸人には のであれば「原状回復は不要」と きると考えられます。 賃借人へ内装工事の施工前の状態 本件も賃貸借契約を終了する

減額に応じる義務はある

1

賃のいくらかを減額請求されても を修繕しない限り、賃借人から家 れています(民法611法)。本件 民法により賃料は減額になるとさ 障が賃借人の責任でない場合は、 606条)。そして、物件設備の故 る物件設備が故障した場合、賃貸 況です。このように契約の前提とな ックが作動しなくなっているので、 も関わらず、故障によりオートロ っていると見受けられます。それに ック」であることが前提条件にな 止むを得ないといえます。 でも、賃貸人がオートロックの故障 賃借人が家賃減額を求めている状 人には修繕義務があります(民法 本件の賃貸借契約は「オートロ

2 いくら減額されるのか

度重要といえるかにより、減額さ 能がその物件利用においてどの程 となります。よってオートロック機 使用及び収益をすることができな くなった部分の割合に応じた減額 けではありません。法律によると、 賃借人の「言い値」が適用されるわ ただし、減額されるといっても、

記されていれば、法定更新になって

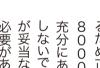
新の際にも更新料が発生する」と明

ただし、賃貸借契約書で「法定更

も更新料を請求できます。まずは契

約内容を確認しましょう。

8000円より低くなる可能性は が妥当なところで譲り合って決める るため正確な金額はいえませんが 最終的には裁判所による判断とな れる金額は変わってくるでしょう。 必要があります。 しないで解決するには、当事者同十 充分にあると考えられます。裁判を



入居者様には対価として家賃

賃貸物件を運営しています。 オートロックが壊れたまま

いるのですが…。 8000円で無茶な要求と感 円減額すべき」と強く主張して 1000円の減額で1戸を除 支払えない」とも言われ困って すが「値引きするまで更新料は じており、まもなく更新時期で きます。値引き前の家賃は8万 は今も交渉中の人で「8000 き、ご了承を頂きました。問題

また、法定更新とされると、以降の る可能性があるといえるでしょう。 があっても賃借人は更新料を払う 求ができなくなると考えましょう。 しなくなるため、以降は更新料の請 などと定めている更新時期が到来 なります。すると、通常「2年ごと」 状況によっては、更新料を否定され れており、認める裁判例と否定する 発生するのか」に関しては意見が割 はなく法律(民法)によって自動的 です。法定更新は、当事者の合意で きない可能性があります。この場合 ていると賃貸人は更新料を請求で を更新できる』という条項)になっ て「自動更新」ではなく「協議更新」 必要があります。ただし契約におい になっているなら、物件設備に故障 料の支払い拒絶理由にはなりませ クが壊れているからといって、更新 拒絶しています。しかしオートロッ 契約は「期間の定めのない契約」に 裁判例があります。よって本件でも、 上、「法定更新の際にまで更新料が に契約が更新されることです。法律 更新」扱いとなる可能性があるため 「更新の合意」ができなければ「法定 (『甲および乙は協議により本契約 は更新料を支払う」内容の取り決め ん。賃貸借契約により、「更新の際に 本件の賃借人は更新料の支払を

グラフで見る賃貸動向

1LDK

58件

2LDK 47件

1R

1件

2DK

20件

1DK 26件

女性 49人

3LDK 23件

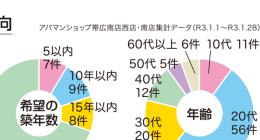
その他

希望の

間取

男女

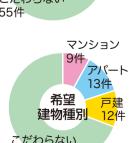
43件



3 更新料について

こだわらない 55件





こだわらない 76件

その他 3件 6月 1件 5月 2件-4月 1月 19件 11件 引越の 2月 26件 時期 48件

20代

56件

田中 代表

級管工事施工管理技士

級配管技能士

〒080-0311 音更町南鈴蘭北4丁目9

TEL.0155-31-1977 · FAX.0155-30-1266 携帯.090-3397-5819 fwie4349@navy.plala.or.jp

不

尌

が請求できる報酬額は、Y

が

ない等と主張した。一審では、

中古住宅

POINT₁ ▶ウッドデッキ・南庭付き

POINT2 ▶2台分のカーポートあり



LDK 23.2

報

酬

に

関

でする で

定

め

が

な

しし

の

報

酬を請求することはでき

※出典・国土交通省「不

動

産

ラブル事例データベース.

Y は、

、媒介契約書には買

全の

手

付放棄により

解除され

た場

帯広市自由が丘1丁目

されても

報酬

請

|| 求権

が

消

滅

す

上、その後において契約

が



土地面積:181.50㎡(54.9坪) 延床面積:101.85㎡(30.80坪) 宅地 H29年2月築 拓殖バス 自由が丘1丁目 3分

若葉小学校/帯広第八中学校区

額の全額である1

658

万

余をYに請求した。これに対

ることは

ないとし

て、

約

定報

酬

価格 **2,500**万円

より

・売買契約が締結され

た以

約の解除を申し入れ、

もこ

を承諾した。Xは、

、 X の 媒

介

約を締結したが、翌月AはY

心て手付金の放棄による

契

を200

0万円とする売買

契

額5億2455万円、

手

付

金

は

訴

外Aとの

間

で

代

金

訴した。

動

の

果、

2

月

たが、Xはこれを不服とし

7

て、9万円余の支払をYに

命じ

中古住宅

POINT(1) ▶3階4LDK POINT2

▶南向きの為日当たり良好



帯広市西4条南6丁目

專有面積:84.53㎡(内法) 建物階数:10階建 3階部分 S62年10月築

十勝バス 西4条6丁目 1分 带広小学校/翔陽中学校区

価格 **880**万円

解説

不

b

報

不動

産関連のトラブル事例

ベース」より様々な事例をピックアップしてご紹介します。このコーナーでは毎回、国土交通省「不動産トラブル事例データ

介活 約 は 平 不動産業者Xと土 を 成 12 締 結 結 年 11 た。 平 月 成 13 X 地 に 専 ょ 年 任 所 る 媒 有 媒 者 介

3%+6

万円と消

費

税 5

%

を

た200

0

万円を基

準

合計した額

が

相当であると

▼判決の内容

立には は、 ではないとされている。本 が行われても、 により契約が 酌 程で行った行為、 務不履行などによる契約 以上、手付放 去の判例や学説によれば、 た損害や取得 じて媒 媒介報酬の請求に関する 媒 介 何ら影響を与える 業者が契約 介業 棄、 代者が請: 2金等の 報酬 有効に成立 合意解除 依頼者の 請 状況を 締 求 求 結 できる 権 の 件 も あ 解 ゃ 被 渦 成 渦 債

事案の概要

解除の場合の媒

報酬の 示した。 湘当 額 1 0 0 ŏ 方円

ームはおまかせください

お見積もり・ご相談は無料 お気軽にご相談ください

笑顔あふれる住まいづくりのお手伝い

帯広市西5条南28丁目1番地3

お客様との出会いを大切に 迅速・丁寧に対応します

不動産登記・名義変更

会社設立·商業登記

遺産相続・生前贈与のご相談

お気軽にご相談ください



士クローバー法務事務所

帯広市西2条南6丁目1 ポトスビル3F TEL(0155)67-7781

ドットコム通信

अक्रिक्टिक्टिक



カレーといえば!!

インディアン長崎屋店 带広市西4条南12丁目3長崎屋帯広店内 **25**0155-21-7715

営:10時~20時(L.O19時30分) 休:火曜(火曜が祝日の場合は翌日)

スタッフ紹介

このコーナーでは、当社で働く スタッフを紹介していきます。

動いたしました。あっといてはいなかったのですが、 てはいなかったのですが、 ではいなかったのですが、 ではいなかったのですが、

じです。3か月間が経過という感した。一日があっという間で

ドットコム不動産株式会社

ますが、まだまだ、分からな通りの流れは理解してはり、内覧、契約、決済等と一 す。一つ一つが大事な経験といことだらけで奥が深いで ロフェッショナルとなれる考え、将来的に不動産のプ

池原〈帯広ドットコム代表〉が綴るブログから抜粋





ま

ホリエモンこと堀江貴文氏が力を入れている ロケット事業。帯広から車で1時間の大樹町で 事業をされています。その事業を行っているべ ンチャー企業。インターステラテクノロジズ株式 会社。

昨年、地元紙に新社屋ができたという記事 が出ていたので、気になっておりました。今日、 大樹町に仕事で行く用事があったので、つい でに寄ってみました。上の写真が、新社屋で す。大樹町の市街から10キロくらいの郊外に ありました。社屋の周辺は見渡す限り畑です。

この雑音の全くないところで、全国から集ま った技術者の挑戦があるんだろうと思います。 地方創生。ここから宇宙ビジネスが始まり、過 疎化の地方都市が生まれ変わっていく様を見 ることができることを祈願しております。大樹 町、不動産も熱いです笑。

不動産の表示に関する登記について 土地や建物に関する調査・測量・申請手続代理業 土地境界測量・土地分筆・更正・ 地目変更等•建物表題登記

増築・滅失登記・土地境界紛争手続代理業務等 お気軽にご相談ください。〈相談無料〉

土地家 ⊕ ■屋 調査士

部尚博事務所

土地家屋調査士 民間紛争解決手続代理院係業務 渡部 尚博 (ADR認定調査士)

幕別町札内暁町248番地122 TEL/FAX 0155-66-4022 MOBILE 090-2697-4944 E-mail watanabe-chousashi@lime.plala.or.jp

建築・リフォーム業

株式会社

康成 代表取締役 社長 加藤

携帯080-8287-5539 E-mail katou.asuteru@gmail.com

> 〒080-0012 帯広市西2条南21丁目19-2 TEL(0155)67-8745 · FAX(0155)67-8957

西支店 〒080-2473 帯広市西23条南3丁目56-4